

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に係る事業者選定について（周知）

社会福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に係る事業者選定について、平成 29 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、福祉施設についての業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方自治体に対して求めた通知（「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について」（平成 26 年 9 月 29 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知））の内容を徹底するため、地方自治体において、入札・契約制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から、事業者を選定することの重要性を通知することが求められています。

つきましては、貴職においては、業務委託・指定管理者公募に係る事業者の選定に当たっては、上記の内容を踏まえていただくようお願いいたします。

また、都道府県においては、管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件の取扱いについては、当省子ども家庭局、障害保健福祉部及び老健局と協議済みとなっております。

本通知について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものです。

【参考】規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）（抄）

Ⅱ 分野別措置事項

4 医療・介護・保育分野

（2）個別実施事項

③ 介護サービス供給の在り方の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
18	福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に関する事業者選定に関する通知	福祉施設についての業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方自治体に対して求めた通知（「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について」（平成 26 年 9 月 29 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知））の内容を徹底するため、地方自治体において、入札・契約制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から、事業者を選定することの重要性を通知する。	平成 29 年度措置	厚生労働省